

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	蓬田村

蓬田村鳥獣被害防止計画

令和 7 年 2 月 2 5 日作成

(計画期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日)

<連絡先>

担 当 部 署 名 蓬田村産業振興課
所 在 地 東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越 1 番地 3
電 話 番 号 0174-27-2115 (直通)
F A X 番 号 0174-27-3255
メールアドレス yomo-sangyo_05@vill.yomogita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	青森県蓬田村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）※令和元年度～令和5年度の平均

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	野菜（ジャガイモ、ミニトマト、カボチャ他）	36,794 円、1.11a
ツキノワグマ	—	—
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
カラス	—	—
合計	野菜（ジャガイモ、ミニトマト、カボチャ他）	36,794 円、1.11a

被害数値については、直近の被害が特異であるため、5年間の平均を算出し記載している。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

村内の主に北部を中心にニホンザルによる農作物被害が出ている。

その範囲は徐々に広がりを見せ、村特産品の桃太郎トマトの栽培が盛んな南部の地域でも目撃情報が寄せられている。特に令和3年度は、これまで被害がほぼなかった阿弥陀川地域から中沢地域にかけて他地区で活動していた群れが急遽出没するようになった。これまで被害がほとんどなかったことから、協議会によるわなの設置や追払い、被害農家の被害防止対策（漁網や柵の設置等）等の対応が間に合わず、被害が確認されている。

被害の時期は、生育期から収穫期までの5月から7月を中心に農作物への被害が報告されている。特に夏前の生育期を迎えた農作物被害が多発している。目撃情報は、春から秋まで常にあり、地区によっては冬期の目撃情報もあるため通年を通して目撃情報が寄せられている。

なお、被害報告のあった圃場等については現地確認及び農家などからの聞き取り調査を行っているが、その他に関しては把握できていない。

ニホンザルの生息域が毎年変化するなど様々な要因も重なり、作付をしなくなった農家や被害が恒常化し被害があっても通報しない農家も増加している。そのため被害場所が毎年変化し、わななどの捕獲用機材の設置場所の特定も困難を極めている。

また、人慣れしたニホンザルが農家に対しての威嚇行動や民家敷地内への侵入するなどの被害が多く、人的被害発生の危険性も懸念される状況である。

②ツキノワグマ

農林業被害の実態は確認されていないが、村内での目撃情報が毎年あることから、今後、農林業被害が懸念される。

③ニホンジカ

農林業被害の実態は確認できていないが、平成27年度に村内で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

④イノシシ

農林業被害の実態は確認できていないが、県内で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

⑤アライグマ

農作物被害の実態は確認できていないが、平成30年度末に成獣が捕獲されたことから、今後家屋及び農作物被害が懸念される。

⑥ハクビシン

農作物被害の実態は確認できていないが、近隣市町村において捕獲されたことから、今後農作物被害が懸念される。

⑦カラス

農林業被害の実態は確認できていないが、養鶏場付近へ飛来したカラスが原因で鳥インフルエンザが蔓延する可能性が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
ニホンザル	被害金額	36,794円	20,000円
	被害面積	1.11 a	0.6 a
ツキノワグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンジカ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
イノシシ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ハクビシン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カラス	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
合計	被害金額	36,794円	20,000円
	被害面積	1.11 a	0.6 a

被害数値については、直近の被害が特異であるため、5年間の平均を算出し記載している。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	通年、青森県猟友会東青支部へ有害鳥獣駆除に係る業務委託をしており、被害発生時に有害鳥獣の駆除等を実施している。 テレメトリ発信器及びわなを購入し、蓬田村鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を主体とした巡回や追払いを行い有害鳥獣の捕獲を実施している。	猟友会に委託しているが、会員の高齢化と若年層からの入会が進まないことなどにより、担い手の育成が難しい状況にある。 テレメトリ発信器を活用し、行動域を明らかにした上で、捕獲業務を進めているが、わなの存在を認識したニホンザルが群れにいる事でなかなか捕獲にまでたどりつかない。
防護柵の設置等に関する取組	動物駆逐用煙火や防護柵（木材や鉄パイプ等使用）・漁網等の設置で対応している。特に被害の多い圃場では、村で所有している有害鳥獣忌避装置（モンスターウルフ）を設置している。 実施隊を主体とした農地の巡回をしている。（実施時期は5月から10月まで）主に播種期から収穫期にあたる農作物を被害から守るために行っている。	農業者個人での対応（防護柵や漁網の設置等）では、設置方法が万全ではない等の理由で期待するほどの効果が上がっていない。一時的な効果があっても慣れてしまい、被害が軽減されない。そのため、作付け、営農自体を辞めてしまう農業者もいる。 ニホンザルによる農作物被害は、時期が生育期から収穫期まであり、被害のある農作物の種類も幅が広いと、巡回しきれない部分もある。また、被害地域が拡大したため、行動域の把握と絡めた計画的な巡回が必要になる。
生息環境管理その他の取組	動物駆逐用煙火消費保安手帳発行のための講習会に係る受講料を村が助成し、手帳取得を推進している。	鳥獣の習性について、農家個人が深く理解し効果的な被害防止対策をする必要がある。

(5) 今後の取組方針

農林業被害は、被害農家からの情報提供や実施隊主体の農地の巡回で得た情報を基に被害状況を調査する。 ①ニホンザル 捕獲後は、テレメトリ発信器等を活用して鳥獣の生態や生息状況、行動域等を詳細に把握する。これを踏まえ、わなの増設や追払い効果の高い機材の使用を農家に指導するとともに、実施隊員との連携を密にして、効果的なわな及び有害鳥獣忌避装置の配置や農家へ被害防止対策に関する助言をするなどして有害鳥獣捕獲対策への取り組みを強化していく。 なお、実施隊員には、村の状況を理解・共有してもらい、迅速な対応を求めるとともに各種研修を受講・開催し、技術の向上と若手の育成を図る。 現在、農家が実施している防護柵等についても実施隊の巡回の際に果的な設置方法等を助言していく。 また、人間とニホンザルの棲み分けを進めていく上で、必要となる藪の刈り払い

や雑木等の伐採を推進し、ニホンザルを含む鳥獣全般が出没しにくい集落環境づくりを目指す。

②ツキノワグマ、③ニホンジカ、④イノシシ、⑥ハクビシン

目撃や農林業被害等の情報収集に努めるとともに、村内に侵入が確認された場合には、予察捕獲を含めた積極的な有害鳥獣捕獲を実施する。

⑤アライグマ

平成30年度末に捕獲されてから、周辺において痕跡・目撃・被害情報等ないが引き続き情報収集に努め、情報等があった場合は、捕獲された箇所を中心にわなを設置し捕獲を目指す。

ハクビシンについては、情報収集に努め、目撃情報等があった場合は、目撃された地点を中心にわなを設置し捕獲を目指す。

⑦カラス

主に養鶏場を中心に、飛来しているかなどの情報収集に努め、目撃情報があった場合は、目撃された地点を中心に追払いを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

村は、生産者からの農林業被害等の報告を受けて、実施隊を派遣し、被害状況の把握や追払い活動等を行うほか、必要に応じてわなや銃器による捕獲活動を実施する。

別紙「有害鳥獣捕獲等フロー」参照。

①ニホンザル、②ツキノワグマ、③ニホンジカ、④イノシシ、⑦カラス

農林業被害を防止するため、わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する必要がある。

⑤アライグマ、⑥ハクビシン

原則わなでの捕獲とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度 ～ 9年度	①ニホンザル ②ツキノワグマ ③ニホンジカ ④イノシシ ⑤アライグマ ⑥ハクビシン ⑦カラス	被害地域の農家に対して、捕獲が安全かつ効果的に運ぶよう蓬田村鳥獣被害防止対策協議会による研修会等を開催し、普及啓発を行う。 また、継続して捕獲する人材の育成を行うとともに、捕獲用わなも計画的に増設していく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「蓬田村アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。
①ニホンザル 近年、被害が増加傾向にあり、関係機関の調査結果や実施隊等の巡回活動の結果

を総合的に勘案すると、外ヶ浜町と本村を行動域とするニホンザル群は1群で、青森市と本村を行動域としているニホンザル群も1群である。1群あたり約30頭前後の計60頭と判断される。また、本村内の瀬辺地地区を中心に生息している1群約20頭を含め、合計80頭前後のニホンザルが確認されている。よって有害捕獲を実施する場合は、繁殖率等を勘案して、年間当たり10頭程度を上限に捕獲し、3年間で30頭程度を目標に捕獲駆除を実施する。令和3年度は8頭、令和4年度は6頭、令和5年度は4頭捕獲した。

なお、今後、被害防止対策の効率的な運用と鳥獣保護の適正を期するため、最も基本となる直近の生息数調査を独自に実施する方向で検討し、その結果次第では、捕獲数の増減も適宜調整していくものとする。

②ツキノワグマ、⑦カラス

現状で捕獲実績はなく、農林業被害が確認された場合には、必要最小数捕獲する。

③ニホンジカ、④イノシシ、⑥ハクビシン

現状で捕獲実績はなく、村内に侵入が確認された場合には、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。

⑤アライグマ

平成30年度末に成獣1頭が捕獲され、村内に生息していることが判明した。その後アライグマ防除実施計画を策定し、情報が入り次第対応できるようにしている。今後も捕獲された箇所を中心に情報等が入り次第継続してわなを設置し、生息域や頭数等調査しながら可能な限り捕獲する。

外来生物法に基づく防除実施計画策定（令和3年2月17日更新）

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ツキノワグマ	必要最小数捕獲	必要最小数捕獲	必要最小数捕獲
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	必要最小数捕獲	必要最小数捕獲	必要最小数捕獲

捕獲等の取組内容

①ニホンザル

有害鳥獣捕獲の中で最も効果が期待できる銃器及びわな等による捕獲を行う。また、銃器での空砲及び鳥獣被害対策実施隊による動物駆逐用煙火や電動ガン等による追払い・追上げ活動を実施する。

②ツキノワグマ、③ニホンジカ、④イノシシ、⑥ハクビシン

これまで農林業被害の報告がなく、捕獲実績はないが、指定管理鳥獣又は外来鳥獣であることから目撃情報の収集に努め、目撃があった場合には、に捕獲計画数に沿って捕獲する。

⑤アライグマ

これまで農作物被害の報告はなかったが、平成30年度に捕獲実績があり、防除実施計画を策定したことから、情報等が入り次第捕獲実績のある箇所を中心にわな設置・捕獲を進め継続的な対策に取り組む。

⑦カラス

農林業被害の実態は確認できていないが、養鶏場付近へ飛来したカラスが原因で鳥インフルエンザが蔓延する可能性が懸念されることから、養鶏場付近を中心に追払い・追上げを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

①ニホンザル、②ツキノワグマ、③ニホンジカ、④イノシシ、⑦カラス

農作物被害を防止するため、わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

⑤アライグマ、⑥ハクビシン

原則わなでの捕獲とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
蓬田村	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	動物忌避装置の設置 動物駆逐用煙火による追払い	動物忌避装置の設置 動物駆逐用煙火による追払い	動物忌避装置の設置 動物駆逐用煙火による追払い

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンザル	・住民へ注意喚起をし放任果樹の除去を促す。 ・実施隊が県等の主催する被害防止に関する研修会へ参加をし、被害防止に係る知識を深めて、住民へ普及する。

(1) 関係機関等の役割

(2) 緊急時の連絡体制



また、村鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、協議会の構成員である村等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

(1)

また、その他の有効な活用も困難である。

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	蓬田村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
青森農業協同組合蓬田支店	・有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
青森県農業共済組合	・被害農家からの情報提供等
各地区農家代表	・被害農家等からの被害状況及び目撃情報提供等
(一社) 青森県猟友会東青支部 蓬田村猟友会	・有害鳥獣関連情報の提供 ・有害鳥獣の捕獲（銃による捕獲と空砲による追払いを含む）の実践等
鳥獣保護管理員	・鳥獣の生態や生息状況等の助言等
東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	・本協議会への指導・助言等
蓬田村鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり	森林被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

村長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者（上限20名）として、（一社）青森県猟友会東青支部蓬田村猟友会と村職員等から実施隊員を任命し、事務局を村産業振興課に設置し迅速な対応にあたる。

令和6年10月時点の実施隊員数は19名。

実施隊が行う被害防止施策としてはわな等による捕獲等を実施する。

なお、本実施隊員は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。平成25年5月設置。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

対策協議会と各地域の情報交換が的確に行われるよう、関係機関を含め連携を図る体制づくりを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--